

「自動車保管場所証明申請書」の記載要領

自動車保管場所証明の申請とは？

自動車の所有者が、運輸支局において、新規登録・変更登録・移転登録する際に必要となる保管場所証明書(警察署長が自動車の所有者が道路上の場所以外に保管場所を確保していることを証明するもの)の交付を受けるため、保管場所を管轄する警察署長に申請書及び添付書面を提出して行う申請をいいます。

警察署で配布している「自動車保管場所証明申請書(2枚組)」は、「保管場所標章交付申請書(2枚組)」とセットで、4枚綴り(下の内訳のとおり。)の複写式になっていますので、ボールペン等で強くしっかり記入してください。

4枚綴り内訳

1 枚目	自動車保管場所証明申請書	
2 枚目	自動車保管場所証明申請書	愛媛県収入証紙貼付(2,100円)が必要です。
3 枚目	保管場所標章交付申請書	
4 枚目	保管場所標章交付申請書	愛媛県収入証紙貼付(500円)が必要です。

保管場所標章交付申請とは？

自動車保管場所証明申請書を提出する際に同時に提出する書類です。

自動車の所有者が標章の交付を受けるため、警察署長に標章交付申請書を提出して行う申請をいいます。

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書											
車名	型式	車台番号				自動車の大きさ					
トヨタ	ABC - DEF22	DEF22 - 34567				長さ	400 センチメートル				
						幅	180 センチメートル				
						高さ	150 センチメートル				
自動車の使用の本拠の位置		愛媛県松山市南堀端町2番地2									
自動車の保管場所の位置		愛媛県松山市若草町7番地									
保管場所標章番号		9	2	1	2	3	4	5	6	0	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 平成 年 月 日 松山東 警察署長 殿 〒 (790 - 8573) 住所 愛媛県松山市南堀端町2番地2 申請者 氏名 愛媛 太郎 電話番号 (089) 934 局 0110 番											
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印											

申請の際には、下の点に注意してください。

証明の日から「1箇月」以内に運輸支局に提出してください。
 保管場所を管轄する警察署に提出してください。
 証明書交付後、証明内容の訂正はできません。

備考1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

- 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- 自動車の使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

申請理由	新規(増車・代替)	
	移	転
	変	更

申請自動車登録番号		
旧車(代替)	登録番号	愛媛500あ
	車台番号	ABC123 - 456789

保管場所の所有者	自己単独
	他人
	共有

連絡先	愛媛 自動車株
	松山営業所 販売係 佐藤 089-934-

欄		作成要領	
車	名	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	(例)トヨタカローラの場合：トヨタ と記載
型	式	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	数字と英字、同音異字の記載ミスが多いため、注意してください。
車	台 番 号	自動車検査証、完成検査終了証などのおり記載してください。	
自 動 車 の 大 き さ		完成検査終了証、譲渡証明書、自動車検査証とおり記載してください。	(例)「1と7」「9とQ」「0とO」
自動車の使用の本拠の位置	自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所のことです。実際に居住実態及び営業実態のある場所でなければなりません。		
	(個人)	実際に居住する所在地(通常は住民票の住所地と同様)。	
	(法人)	実際に営業を行っている事務所又は営業所。	
	申請者の住所地と使用の本拠の位置が異なる場合は次のような疎明資料を求める場合があります。 住民票の写し、印鑑証明書、電話料金領収書、使用の本拠の位置宛に配達された郵便物(消印あり)等		
自動車の保管場所の位置	駐車場の所在地と車庫の特定番号を記載します。 「使用の本拠の位置」との間の距離が、2キロメートルを超えないものであること。		
保管場所標章番号	「備考 1」を参照してください。		
警 察 署 長 名	提出する警察署名(保管場所の存する警察署名)を記載してください。		
日	付	申請日を記入してください。	
申 請 者 欄	注 意 事 項	申請者とは、通常、自動車の所有者又は使用者で、警察署窓口に書類を提出する方ではないのでご注意ください。 必ず 住民登録・印鑑登録に係る住所及び氏名 を記載してください。	
	個 人 の 方	住民票又は印鑑証明書の「住所」と「氏名」記載 + 押印 申請者は署名することにより、押印を省略できます。(この場合、訂正があれば訂正箇所に署名してください。)	

	法人の方	登記簿又は印鑑証明書の「所在地」と「 法人名 + 法人の代表者名の併記 」 + 押印 <u>押印方法については次のいずれかである必要があります。</u> <ul style="list-style-type: none"> 代表取締役と刻印された印 会社名の印と代表の認め印の両方
自動車保管場所証明書		警察署で記入しますので、記入しないでください。
申請理由	「新規(増車・代替)」、「移転」、「変更」の該当する理由に	を入れてください。
	新規(増車・代替)	新車を購入される場合。
	移転	中古車を購入される等所有者が変更する場合。
	変更	引越しにより住所の変更をされる場合。
申請自動車登録番号		登録の処分を受けた後でご連絡ください。
旧車(代替)	登録番号	「代替え」の場合、旧車両の登録番号(ナンバー)を記入してください。
	車台番号	「代替え」の場合、旧車両の車台番号、を記入してください。
保管場所の所有者	自己所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合	「自己単独」に
	他人所有の土地又は建物を保管場所として使用する場合 <u>原則として、おおむね3箇月以上の使用期間のある権原書が必要です。</u>	次のうちいずれかを申請書に添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> 自認書 登記簿 「他人」又は「共有」の該当する方に
		次のうちいずれかを申請書に添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場賃貸借契約書 保管場所使用承諾書(契約書がないとき) 共有の場合は、共有者全員の使用承諾書が必要です。詳しくは使用承諾書の記載要領を参照してください。 駐車場代領収書(契約書がないとき)
連絡先		申請内容について、警察から質問させていただいた場合に直ちに答えられる方の氏名、電話番号を記入してください。

各項目の記載要領については、申請書と同じです。

別記様式第3号(第4条関係)

保管場所標章交付申請書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
トヨタ	ABC - DEF22	DEF22 - 34567	長さ	400 センチメートル
			幅	180 センチメートル
			高さ	150 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	愛媛県松山市南堀端町2番地2			
自動車の保管場所の位置	愛媛県松山市若草町7番地			
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。				
年 月 日				
松山東 警察署長 殿				
〒 (790 - 8573)				
住 所 愛媛県松山市南堀端町2番地2				
申請者 氏 名 愛媛 太郎				
電話番号 (089) 934 局 0110 番				
第 号				
保管場所標章番号通知書				
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。				
保管場所標章番号				
年 月 日				
警察署長 印				

証明申請書と同時に提出する場合、「申請日」は記入しないでください。

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

申請理由	新規(増車・代替)
	移 転
	変 更

申請自動車登録番号	
旧車(代替)	登録番号 愛媛500あ
	車台番号 ABC123 - 456789

保管場所の所有者	自己単独
	他人
	共有

連絡先	愛媛 自動車株
	松山営業所 販売係 佐藤
089-934-	

